

議案第46号

平成30年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成30年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,826,991千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手数料	1
2 財産収入		1,247,119
	1 財産運用収入	13,899
	2 財産売却収入	1,233,220
3 繰入金		479,211
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	304,485
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		659
	1 雑収入	659
6 市債		2,100,000
	1 市債	2,100,000
歳入合計		3,826,991

## 歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等 事業費		3,380,283 <sup>千円</sup>
	1 公共用地先行取得等 事業費	3,380,283
2 公 債 費		28,762
	1 公 債 費	28,762
3 諸 支 出 金		407,946
	1 繰 出 金	407,946
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,826,991

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>用地先行取得事業</p>	<p>千円 2,100,000</p>	<p>政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p>年 5.0% 以 内  ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。</p>	<p>借入れの日から10カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。</p>